◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤井 要君) 日程第3、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(松崎 町岩科診療所)の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(長嶋精一君) 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(松崎町岩科診療所)の件についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

(健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明)

○議長(藤井 要君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- ○3番(小林克己君) 11月23日の静岡新聞に、行政委員会から計画の進め方について疑問視する声があがったという記事が載っております。どのような疑問視するような声があがったのか、説明をお願いします。
- ○統括課長(髙木和彦君) 11月23日に行政委員会からそういう報道があったと言いましたけ ど、22日に審査したあと私自身は、行政調査委員会とはお話しをしてませんので、その辺に ついては私の方からはお答えできません。
- ○3番(小林克己君) じゃぁ、疑問視する声が無かったって形で・・理解でよろしいのでしょうか。それとも・・。
- ○統括課長(髙木和彦君) 本日の案件につきましては、指定管理者につきまして地域医療振 興協会にするかというような案件です。今のお話しですと、前回の11月22日の第73号議案に 対してのことという理解でよろしいでしょうか。
- ○3番(小林克己君) 指定管理者を指定するときの・・、記者の目というところを最初から 読みます。「地方の医療不足が深刻化する中、医療確保に力を入れる姿勢は評価できる。実 際これまで、町議会や行政委員会から計画の進め方について疑問視する声があがったが、医 療環境充実を図るため行政のやり方を容認してきた」とかっていうところの文章を抜粋して、 今この疑問視する声がどのように上ったかってことをお聞きしたかったんですけども。
- ○統括課長(髙木和彦君) 議長、これは22日の73号議案についての質問ですけど、この場で 回答してもよろしいでしょうか。

もう一度、皆様からもこの対応はイレギュラーじゃないか。また、報道なんかで急ぎ過ぎているみたいな報道がございました。ただ、既に診療所が実在して、経営状況も確実に黒字が見込まれてる場合、そのときに管理者の更新ですとか、若しくは継続のために公募するっていう場合、これでしたら直ぐに出来るんでしょうけども、今回のように赤字、また赤字が見込まれる過疎地域であるということとですね、公募しても応募があるか分からない。また、運営方針ですとか、収支の見込み。また、皆様が一番心配してる赤字になった場合の補てん、これがある程度、分かっていませんと、設置条例を上げても皆様やはり内容がわかりませんと、この条例には中々賛成できないというご意見が出るということは私どもも想定しました。特に今までの質問の中で診察には何人来るかという質問もありました。これはもう、町では判断は不可能です。また、経費はどうなるか、これについても指定管理者をある程度絞って、そこで見積もりをいただく。診療時間ですとか診療日、これにつきましても指定管理者の申請書を見なければ分からないこと。あと、赤字補てん、これにつきましては今の時点でも出ません。これから正式に指定管理者が決定され、こちらの方に概略は今日、お示ししてありますけれども、それが決まってから協定書を作る中で、この辺については煮詰めていく形になります。

今回につきましては、設置条例を上程する前には、指定管理者予定者の概要をある程度固める必要がありましたし、そのために弁護士等とも相談して並行したもので、私どもからするとイレギュラーですとか順序がおかしいですとか、色々ご批判ありましたけれども、皆様にご理解いただくために色々考えたうえの手順です。

条例を制定するときには各市町、色々考えます。ただ背景ですとか経過、そういうこともありますと、それなりに条例は工夫しなければなりません。今回の手続きにつきましては、皆様に理解していただくためにやった条例ということをご理解いただきたいと思います。

- ○議長(藤井 要君) 小林議員が言ったのは、今までの流れの中で、何々委員会でやりましたよね。そのことに対して、議会じゃなくて、そういう委員さんから疑問が・・これおかしいじゃないですかという疑問が起こらなかったか。その疑問はどんなものがあったかということを質問してると思いますけど、ちょっと答弁が違いますので、そのことが分かれば・・。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 新聞報道の関係で、行政調査委員会の方で疑問視というよう なお言葉がございましたけれども、おそらくこれは8月2日付けで行政調査委員会から答申 をいただいております。この中で付帯意見といたしましては、この時点で診療所の設置条例 が未制定となっていると、公募等を進めるにあたっては必要な措置を講じることというよう

なご意見をいただきました。調査委員会の中でもやはり条例をというような話になったと思います。そういった行政上の事務手続きをやってくださいよというようなご意見をいただいたと。ただ我々といたしますと、先ほど統括課長が申し上げましたように、先にやってしまいますと収支のことが分からなかったりですとか、公募をしても果たして来るかどうか分からないという不透明なところがありましたので、こういった付帯意見はいただいたんですけれども、設置及び管理条例については先の臨時議会で上程させてもらって、可決をさせてもらったという次第でございます。

○町長(長嶋精一君) 皆さんにもう一度、再認識していただきたいという意味で申し上げます・・今までの意見を踏まえて。

総合計画というのがあるんです。この総合計画に令和3年度には診療所を開始したいというふうに謳ったんですよね。総合計画というのは言うまでもなく、町の最上位に属する計画でありまして、今後の町づくりの指針となるものでございます。そこに診療所を造りたいとはっきり明示してあって、それは議員の方々もご存じのわけですね。

そういう中であくまでも、町としては町の負担を・・資金面ですね、負担を極小化するためには、国とか県の有利な補助金等を活用したいと、活用しなきゃいけないということで動いております。しかしながら当然のごとく、それを活用するためにはいつまでに申請しなけりゃいけないとか、いつでもいいよというわけには行かないんですね。だからその期限に間に合うように我々は動いてきたわけです。

ところが議会の中には、先ほど統括が言いましたとおり、公募しても団体が集まるのかとか、赤字になるのか、収支状況はどうなんだ。あるいは赤字になったら補てんはどうするんだとか、色んなご意見がありました。従ってやむを得ず、やむを得ず設置条例と、それから指定管理者・・こういう条例を同時に上げざるを得なかったというのが実情です。それは理解をいただきたいなというふうに思います。

それから同時進行してきたことについて、一部の報道機関から先ほどの原則を逸脱している計画だというふうな報道がありました。これは私としては非常に・・とんでもないというか、我々は同時並行せざるを得ないということは、もう報道機関は、今までの経緯は全部分かっているはずですね。だから非常に私としては不本意でした。そういうことがありまして顧問弁護士とも相談をし・・もともと相談をしてあったんですけども、顧問弁護士はそういう背景を十分に知って、これは全く問題がないという結論に達したわけです。以上、簡単に説明いたしました。

○5番(深澤 守君) 先ほどの統括の答弁で、今回の手続きについては問題ないという発言をしましたが、この前の臨時議会の休憩時間のときに統括は、この条例に関しては条例が制定する前の公募については、弁護士に聞いたらこれは成り立たないというお話しをされています。その辺について・・。

もう一点、これ統括、言った言わないの・・それは言っていないという話しをすると思う んですが、今まで言っていますように、こういう重要な問題に関しましては、弁護士の方に このような趣旨の質問をしますというものを出して、回答は口頭、記述その他で文書に残し て、総務課等に残しておくということをしていくと思いますけど、そのような措置がなされ ていない以上、私、言った言わないの問題じゃないと思うんですが、その点についてお伺い します。

○統括課長(髙木和彦君) この間、休憩時間に私はそのようなことは申しておりません。それを言ってしまうなら3月の議会のときに、私と町長が岩科じゃなくて中川も考えてるとかっていう発言をされてます。そちらの方がどうかと思います。

それともう一つ、顧問弁護士に連絡をするときに必ずしも文書ですべて出来るわけではありません。相手の都合、相手が答えるときには携帯電話からもよこしますし、私どもが予期しない時に連絡をよこすことがあります。確かにそういうときはメモをして、それをお話ししていますけれども、それがおかしいとかということではなくて、緊急性があるときとか、相手の都合によって必ずしも書類で残すことはありませんので、そちらの方はご承知ください。

○町長(長嶋精一君) そういう話し・・顧問弁護士さんの回答がもっと書類で欲しいという ことであるならば、深澤議員どうぞ、我々と一緒に東京の虎の門・・弁護士まで同行してく ださい。それはお願いします。それが一番確かですから。

そして議長、もう本日の議題に入ってもらえませんか。よろしくお願いします。

- ○議長(藤井 要君) 町長に申し上げます。これは入っておりますので、皆さんの色々なご 意見を聞いているつもりでございます。
- ○5番(深澤 守君) 何回も言いますけど、言った言わないで議論するよりも、当局はこれについて、先生が正式な回答をしているという文書を出してきた方が一番根拠になるんじゃないですか。これだけ重要な問題に対して、当局が質問書を出してなくて、それについて正式な文書で出てこないという・・今までの行政であり得ない話しでしょう。重要な問題についてはそういう手続きを取るんですよね・・統括。

○統括課長(髙木和彦君) 重要な案件であっても、時間的な制約ですとかそういうことがあるときには、口頭で行っております。

(町長「一緒に行きましょう」と叫ぶ)

- ○議長(藤井 要君) 不規則発言は控えてください。
- ○5番(深澤 守君) 先ほどの総務課長の謝罪の中で、設置条例が公布されてなくても、指定管理議案のものが審議されても問題なくて、総務課長の発言で議会が混乱したことを謝罪してますが、それを弁護士に聞かれたそれの根拠というものはどういうものでしょうか。もともと条例が無い・・議会自体で議決はされてましたけど、公布等の手続きを取ってなくて、条例自体が有効性が無いなかで、指定管理議案を上げて審議するという法的根拠。

それから、弁護士先生の見解をお伺いいたします。

- ○統括課長(髙木和彦君) 私と総務課長の見解が違っていたことは確かです。ただ、この条例の中で経過措置として、この条例によって先に行われた手続きについては、これでやったこととみなすという文面がありますので、私としては一緒に上げてもいいのかなという考えがありましたけども、この間、休憩のときに皆さん意見はですね、やはりこれはきちんと告示をしてからが正当だろうということがあります。確かにそういうことがあるものですから、あのとき決を採りまして、そういう経過があるのでしたら、この日を変えて審議しようと、皆さんと同意してやったことでございます。その中でそれが悪いですとかどうのこうの言いますけども、そこは改めて今日、このような議会を設けていただいたわけですから、そちらの方はご理解いただきたいと思います。
- ○5番(深澤 守君) 統括の個人的見解じゃなくて、弁護士先生に聞いたものの見解を伺ってるんです。
- ○統括課長(髙木和彦君) 今そのことについて弁護士に聞いたかということでしたけども、 私どもも念のために聞きます。これこれこういう流れがあって、日を改めて議場でやること になりましたと・・そうしたら顧問弁護士の方は、自治法のうえでも公示するということが 書いてあるから、それに従っているのが一番じゃないですかというような回答はいただきま した。
- ○5番(深澤 守君) そういう話しで総務課長は誤ったんじゃないでしょう・・・・ (高柳議員「議長、動議。」と叫ぶ)
- ○議長(藤井 要君) 動議、理由は。
- ○7番(高柳孝博君) 今の意見は、前回の条例のことについて話されてるようですけど、そ

れを今、ここでやってもなかなか結論出ないと思いますので、それはまた別途やることとして、休憩して・・もしそれならば、今日は・・・

○議長(藤井 要君) 髙栁議員と深澤議員とは、もし異議ある人はここに集まってもらえますか。ここに集まってください。

今、集まることはないということだもので、暫時休憩します。

(午前9時22分)

○議長(藤井 要君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時28分)

- ○議長(藤井 要君) 質疑を続けます。
 - 先ほどより質問があります深澤君、続けてお願いします。
- ○5番(深澤 守君) 先ほどの弁護士の・・統括の個人的見解じゃなくて、弁護士のちゃん とした見解をお伺いいたします。
- ○統括課長(髙木和彦君) 電話で話したときに聞き取りますけれども、顧問弁護士こういう ふうに言いました。実際問題として、今回問題になっている・・前回承認いただきました第 3条の中に、診療時間ですとかそういうことが・・

(深澤議員「そういう話しじゃない」と叫ぶ)

いや、これは倉科先生の話しです。そういうことを見ていくとですね、当然ある程度、指定管理者候補者等と・・ある程度聞いて行かなければしょうがないじゃないかと、そういうことを思って松崎町は先行してやったんでしょう。そういうどこか都会の中で指定管理を公募すれば、すぐに誰かどうか来て、いい運営が出来ることが見込めればいいんですけども、この場合は来るかどうか分からない、来ても運営ができるかどうか分からないということがあって、松崎町がそういう判断をして条例を制定したら、それはそれでいいんじゃないですかといような回答でした。

○5番(深澤 守君) その話じゃなくて、総務課長の謝罪の中に、設置管理条例が公布されてない中で、指定の手続きを取ることについて認識が違いましたっていう謝罪をしている訳ですよね。それは事実ですよね・・今日。それについて、もともとの条例が制定をされましたよ。作りましたよ・・議会で。その中で公布していない条例を基にして、指定管理の認定は出来ないでしょうって言ってるんです。それについて弁護士が、手続きのやり方はOKだ

って言った法的根拠と、それに対する弁護士の見解を僕は伺っているわけです。そこのところを、ちゃんと明確に答えていただきたい。

- ○統括課長(髙木和彦君) 繰り返しになりますけれども、この間、そういう議論がありましたから、議案第73号は成立したけども、指定管理について今日やってしまうのはいかがなものかという皆さんの意見があって、今日にしたわけであって、それについて、いちいちそういうことまで顧問弁護士に相談してはございません。
- ○2番(鈴木茂孝君) 先ほどのお話しですと、例えば赤字になったような施設を造る場合には、今のような手続きを踏むこともあり得るということなんですけども、これは他の自治体でもあり得るんですか。ちょっとお聞かせください。
- ○統括課長(髙木和彦君) 今まで皆さんに納得していただくために、色々なことに配慮して たものですから、全部を調べたわけではありませんけども、大体の場合は指定管理するとき には、県内の状況でいきますと、もともと施設があって、黒字で運営していて、公募さえす れば誰かどうか来るなんて背景があったものが多いようです。

今回のようにこのような過疎地・・皆さんおっしゃるように、これから人口が少なくなるですとか、そういうことを言っているところでですね、最近やった例というのは私の方では把握してはございません。もし、そういうところがあって、同じような状況があったところがあればですね、そこの市町の条例なんかを参考にして、進めたんじゃないかなというふうには考えております。

- ○2番(鈴木茂孝君) 私の調べたところによりますと、こういう事例というのは公布と施行、 その前にやったことも認めるというようなことですけども、昭和37年の国会に遡るというよ うな例でして、非常に今回の例は稀なケースということでございます。ですので、このよう なやり方というのは、やはり今回限りにしてもらって、今後はきちんと議員に説明をしなが ら、ゆっくりやって行くと、そういうようなことをお願いしたいと思います。いかがでしょ うか。
- ○統括課長(髙木和彦君) 昭和37年の判例というのがちょっと手元にないものですから分からないんですけれども、もしそれ以外にですね・・例えば僕らもこの件については議会全員協議会、勉強会、色々な形でご説明はしたつもりです。ただそれでも説明が足りないということでしたら、今後色々な事業が、またあると思います。そういうときにはですね、議会全員協議会を開くときにですね、私どもはここでこういう話しをしました。皆様、何か他に感じてるものはありませんかとか、丁寧に聞くようにいたしますのでお願いします。

- ○2番(鈴木茂孝君) 私どもも勉強しますので、丁寧に、このように・・なかばもう期間が 無いんだというんで、何とかやってくれというんじゃなくて、やはりきちんと説明して皆さ んが納得したうえで進めると、そんなことをやってもらいたいと思います。お願いいたしま す。
- ○7番(高柳孝博君) 76号へ入りたいと思いますけれど、今の関係で、他の方、議員の意見があるということであれば、そちらを優先してお願いしたいと思います。その後で、またお願いします。
- ○1番(田中道源君) 先ほどの顧問弁護士の方から、時間が無いもので口頭での説明だという・・これは時間が無いということは仕方がないこととは思うんですが、やはり私たちとしても、何を根拠にそういう話しが出てるのかというのが知りたい訳でございまして、書面としての正式なものではないにしても、電話の際のメモであったり、こういうことを言っていたよというのがお示しできると、こちらも納得が・・確かにそういうやりとりしたんだなってことが担保できると思いますので、正式なものはちょっと時間の都合で無理かも知れませんが、その当時のメモ等ございましたら提出していただきたいなと思います。

それと、質問させていただきたいんですが、顧問弁護士さんはそのようにご回答いただい てると思うんですが、町には例規審査委員会というのがあると思います。そちらの方はその 条例等、この一連の流れをやるに当たってですね、どのような見解を出してきているのか教 えていただけますか。

○統括課長(髙木和彦君) メモについては私の方で・・汚い字で書いてありますので、それをきれいに清書といいますか・・お渡しするようにいたします。

それと例規審査委員会の関係、私どもの町では各課1人出て、例規審査委員会というのを やってます。それで一番最初にやったときには、やっぱり第2条がどうかとか、第3条がど うかとか色々話しは出ました。ただ私の方は倉科先生に相談したって経過もありますし、そ れを踏まえて1回その会議は中止をして、もう一度、また新田課長の方で条例を整備し直し て、削るべきところは削る・・作業をしてですね、今回上程をしたもので、皆様からとって はあれかもしれませんけど、例規審査委員会の委員長というのは私ですので、私の判断でで すね、ある程度整理したものを、これで出してもいいという判断で今回、上程させていただ いたものでございます。

- ○議長(藤井 要君) 統括課長、メモの提出はいつごろまでに提出できるのかな。
- ○統括課長(髙木和彦君) 今日、今と言われてもあれなんです・・じゃあ、もし言わせてい

ただくなら、私が倉科先生に聞いたことを間違ってここでお話ししたとか・・それで議論が変なふうに行ってしまったら、それはメモがどうのこうのの話しじゃないんですけど、少なくとも言葉の端々は出なくても、趣旨としては正しいというふうに、ある程度聞いていると思ってますので、メモをいつまでとか、何かと言われても、逆に議会の方で今、出さなければダメだよって言えば、今、席に行って作って****そういう話しになってきます。これ信用してください。

○1番(田中道源君) 別に疑っているという訳ではないんですけれども、こと大事な案件でございますし、この前の臨時議会が今日の議決に延びた経緯もございます。いわゆる何をもって私たちは決めなきゃいけないのかってところで、本当に弁護士さんという法に詳しい方の見解に基づいているんだってことがあってこその、今日の議会だと思うんですよね。ですので、こういうことが起こり得るってことで、正式な書面でもともと用意しておいても良かったんじゃないかなと思います。また、いつも時間がないものでというような言い方が色々と見受けられるんですけれども、そもそもそういうことがあってもいいように、書面でいただいておくとか、当局の方も本当に進めたいっていう誠意を示すためにも準備をしておくべきじゃないかなと思います。

今、出せっていうことじゃなくても、例えば走り書きの汚いものでも結構ですから、ちゃんとやったんだよっていうのが分かると、こちらも統括の言っていることは・・言っているとおりやってるんだなってことになりますので、私としては清書したものというよりも、その当時の走り書きのもので結構ですから、これがそうですってのを教えていただけるとありがたいなと思います。

- ○統括課長(髙木和彦君) 分かりました。また、出します。
- ○議長(藤井 要君) またじゃあなくて、見せれれば皆さんのところにパッと見せた方が、 それは次の審議に入るのに、またここで暫時休憩よりは・・それに対してどうする。ある程 度、進んでから出しますか。休憩すれば出せますか。そんなに時間はかかりませんよね。 提出までの間、暫時休憩します。

(午前9時39分)

○議長(藤井 要君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時46分)

- ○議長(藤井 要君) 今、当局の方から、倉科先生の見解が皆さんのお手元に渡されました。今、読んでいるところでありましょうけれども、これに対して先ほど田中議員からの質問がありましたけども、これに対して田中議員からの質問があれば、そのまま田中議員から続けたいと思いますけど。
- ○1番(田中道源君) メモを用意していただきましてありがとうございました。ちょっとこれでは、実際に倉科先生のがってことが分かりずらいところではあるんですけれど、もう証拠がどうとかっていうよりも、私も実は法律のことを少し勉強させていただきました。

前回、こういう事態になったことを踏まえて、実際のところどうなのかってことを調べましたところ、この法的な遡及するって行為は、刑事法にあっては絶対にあってはならないことだと調べた結果ありました。しかし、民事のことや行政のことで、特定の利益を被る人があったりする体がない場合は、そういうこともあり得るというような見解があるそうです。他の市町でもこの辺の見解というのはまちまちなところがあって、正式にはちゃんとこういうことの無いように制定して行くのが当局としても、準備する側の責任だとは思いますが、そこの見解の相違というのが各市町でも見受けられるそうでございまして、後追いで承認するというような体があるように勉強をしてきました。ですのでこの場合、法的な明らかな瑕疵というのは、この前の公布する前にやってしまうのは良くないんじゃないかっていう体は、その日をずらすことで、今日になっていることでクリア出来てると思うんですけども、一番何を・・誰のためにこれを作るのかってところに重きを置いたところ、やはり話しを進めて行って、診療所が出来るということを円滑に進めて行く議論の方を進めるべきじゃないかなと思います。

ただ、こういう話しになってしまっている。もともとの条例を作ってから色んな手順を進めて行けば、こういうことは無かったんでしょうけども、お尻の方が決まっているから急がなきゃいけないということで、無理をした結果がこうなっているんだと思いますので、無理なことをする以上、当局の方としても、そういった法の整備、出してくる議案の整備っていうものはしっかりとしていただきたいなと思います。ですので、先ほどの話しで勉強してきたところでいきますと、特定の利益を得る団体があるわけではございませんので、このまま進めることでいいんじゃないかと思います。今後の議会運営のためにも、出してくる議案というものをしっかりと精査して出してきていただきたいなと思います。

○5番(深澤 守君) これ、静岡県の行政財政課(市町行財政課)の方の正式な見解として 文書でいただいております。確かに田中議員が言うように経過措置その他、取ることは可能 だと書いてあります。特別なことで経過措置というものは取れるというふうな見解はしてあります。しかし、今回の経過措置については、最初に経過措置ではなくて、準備計画なものを制定してやらないと、これはいけないというふうな見解が出ております。

静岡県の条例を作ったときも経過措置じゃなくて、準備行為という形でとってありますので、やはり経過措置じゃなくて準備行為の中で、ちゃんと規定を定めてやらなければいけなかったんではないかと思います。経過措置についても不備があると思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○統括課長(髙木和彦君) 県には県の考え方があり、町には町の考え方があって、それについて多少何かあったとしても、この間、議会で承認されているわけですから、このことで深 澤議員のお話しというのは、どうにかして・・この診療所についてということが見えます。

こういう大きいことをやるとき、また、前例がなくやるときにですね、我々も考えながら 一生懸命やってますけども、不備があるとかそういうことがありましたら、そのために議会 全員協議会ですとか勉強会をやってるわけですから、もし今後、何かありましたらそういう ときにお話しください。

○議長(藤井 要君) たびたび揉めておりますけれど、今、田中議員の意見、また深澤議員 の意見もありました。皆さん、また暫時休憩かということになるかも知れませんけれども、 前に進めるか、それともこの法律的な問題が出てますので、それをどうするのか。若干のお 時間をいただきまして、諮って次の段階に入っていきたいなと思います。

暫時休憩します。

(午前9時53分)

○議長(藤井 要君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時03分)

- ○議長(藤井 要君) 質疑はございませんか。
- ○6番(渡辺文彦君) 今日、76号議案を審議するにあたって、前回の設置条例73号が成立した時点で74号に移行するに当たり、73号が公布されてない段階で、74号を審議できない、おかしいということで一端中断され、今日に至ったわけですね。当然、その間に公布されて、その手続き上の処理がされたと僕は理解しているわけですけれども、そういう意味で、弁護士がどう言ったとかこう言ったとかという議論はされても、あまり意味はないのかと私は考

えてます。

一つだけ確認したいことがございます。この条例を仮に、令和3年4月1日からというような、経過措置ってことでもって設定したらどのような問題が起こるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

結局、前に73号が通った時点で、この条例が通れば既に岩科に診療所があって、営業している状態になるんですよって説明を受けたんだけども、それはあり得ないと思ってるわけ。あくまでもこれから公募するための設置条例だから、候補者がいないときに、条例が・・診療所があって営業してるなんてことは普通あり得ないわけだから、そういう考え方は成り立たないと思うんだけども、この条例が出来た時点で・・73号の設置条例ですね、岩科に診療所があるのが、設置されてなきゃいけないんだっていう表現がされた、そういう見解を受けたもんで、それが正しいのかどうか。そういう見解が成り立つのかどうか。それを確認したいんですけど、分かりますか。

○統括課長(髙木和彦君) 73号議案、岩科診療所の設置及び管理等に関する条例の中に、場所ですとか時間が入ってます。これにつきましては町の姿勢として、岩科のあの場所に診療所を造るんだよ、やった場合にはこういう時間でやりたいというな、また、管理については指定管理者制度を使いたいという町の姿勢を表したものでございます。

その中で、例えば条例の中に岩科診療所と書いてあると・・松崎町の条例、この間、公布されました。例規集をみると、松崎町が岩科診療所を岩科何番地に造りますよということがあるからといって、その条例を見て、そこに診察に行く方がいるかっていうと、こういうふうに書いてあるけども、これについては指定管理者を今後決めて、これから建設工事が始まるから、実際には町は今・・聞くと令和3年4月にオープンしたいようだけども・・という形になって、この条例にあるからといって、先ほど田中議員とか色々ありましたけども、誰かに悪い影響を与えるということは無いものですから、僕はこの条例はそのままで問題ないというふうに考えております。

- ○7番(高柳孝博君) 今ここで・・確かに経緯としては順序通りやれば正しいと思いますし、 文面もあるかと思いますけれど、ここのところはしっかりと、例えば日にちを切ってもその 時に、ものが出来てなかったら条例違反じゃないかということになるわけですね。そういう ことじゃなくて、そこをきちんと住民に説明していただいて、そこを1つの課題としていた だいて、次の審議に入りたいと思います。議長いかがでしょうか。
- ○議長(藤井 要君) 今、ご意見がでましたけれども、本題からいけば指定管理の指定とい

うことであるわけですけれども、こういう問題が片付かなければ前に進めないというようなことが、前段がありましてやっていたわけですけども、皆さんのご異議がなければ指定管理の方に入りたいなと思いますが、その前にもう一言、言いたいとか、そういう方がいれば・・なければ本題の方に入っていきたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(藤井 要君) 皆さんの意思が診療所の指定管理の方にということですので、指定管理の内容について入りたいと思います。
- ○7番(高柳孝博君) 議案第76号の、公の施設の指定管理者の指定について、いくつか質問したいと思います。本案は指定管理者と契約するにあたって、色んな条件・・まぁ****がいいかということを鑑みてやらなければいけない。1つ私は、契約するにはどうしてここの指定管理者でいいのかという***の問題、いわゆる危険リスクというのが契約の場合は非常に大事だと思います。そのあたりのことが資料とか何かで色々書かれてますので分かると思いますけど、傍聴される方もいらっしゃいますので、是非ここの組織、もの、金、資本とかそれから収益の関係・・例えば700万円を交付金として事業費として入ってくる。この事業費として入ってくるお金は5年間の間に出して行きますよと、そういった説明を、やはり住民の方に説明をしていく必要があると思いますので是非お願いしたい。

それから600万円を本部の方へ出すとか、それから利益があがった場合に40パーセントは 振興会の方でというふうな話しが出てますね、この中で。ここに書いてあるのは違うんでしょうか40パーセントとか。それを含めてその説明をお願いします。

2つ目がですね、協議事項であります。今後協議しなければならないということがいくつか資料の中から出てます。1つは料金の問題、2つ目が営業時間の問題、3つ目は交通機関の問題が出てますんで、これ協議かと思います。

もう1つは赤字の考え方ですね。それについての説明をお願いしたいと思います。

最後に、医者として必要とされるものというときに、診療所のお医者さんはコミュニケーションが大事だと言ってます。医者に行ったときに、しっかりコミュニケーションが取れなければ正しい診断は出来ないということもあります。もう1つは、医者に信頼できなければ正しい受診はできないし、そこに来る患者さんも安心して行けない。そういう意味でこの資料の中では、地域の信頼が重要であるということを言ってるわけですけど、その辺り、ある診療所では、地域の住民のバッシングに合って医師がもたないというところもあります。そういうことを考えてみると、医者の信頼・・お互いに・・医者だけではありません。受ける

方もちゃんと信頼を継続する側も信頼がなくてはいけないと思ってます。そういった信頼を 作るために、そういったトラブルがあった場合に町としてどういう対応を取って行く考えが あるのか、その辺りお聞きしたいと思います。

- ○議長(藤井 要君) 先ほどからは話しの中で、次の段階に入ったわけですけど、指定管理 を認めるか認めないかというような議論に入ってるわけですので、そういうことを踏まえて 質問をお願いしたいなと思います。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 只今、何点かご質問がありましたけれども、先ずどうしてこの指定管理業者なのかというような点でございます。そちらにつきましてはご承知の通り、公募を8月2日から9月10日まで行いまして、結果的に地域医療振興協会から応募があったということでございます。あくまでもそこの段階では、指定管理者としての候補者としてどうしようかというようなことになるわけですけれども、それにつきましても9月20日と10月2日に指定管理者の選定委員会というのを設けまして、そこでご議論をいただきました。その中では主に4点ほどの・・例えば管理運営能力ですとか管理運営の考え方への理解、それから診療所の効果的な管理の実現、それから収支計画等という4つの観点からご議論をいただいたわけですけども、この中で、今日、皆さんお手元の方にある資料を委員の皆さんに見てもらいました。その中でトータル的に勘案いたしまして適というような結果になったことでございます。それに基づいて、今回、第76号議案でこの地域振興協会・・町当局としてもこの業者を指定管理者として指定したいよということで上げた次第でございます。

それから順番が前後するかも知れませんけれども、今後様々な・・まだ・・例えば指定管理者が仮に今日、決まったといたしましても、今後、赤字の補てんの関係ですとか***関係ですとか、まだまだ議論すべきこともあるのかなと考えております。その辺については今後、詰めていくことで、もし指定管理者として地域医療振興会が決まれば、そちらの方と協議をしていくということでございます。

それから医師との信頼関係の件です。こちらについてはやはり人気のある診療所、お医者さんというのは、やはり患者様との信頼関係がないと築けないものではないかなと考えております。今回、申請書の中でも地域の皆さんとの信頼関係を構築して行きたいというようなことがありますし、また、地域医療振興協会では全国に75の・・直営を含めて指定管理をやっている実績のある業者でございますので、当然、その中では今までの実績の中からノウハウみたいなものも持っておりますので、そういった経験という・・経験、実績を踏まえながら今回、本案を上程させてもらったというような次第でございます。

○1番(田中道源君) 今日、指定管理者が決まりましたら、その後、協定を結んでいくという形で、細かいところを詰めていくという形になると思うんですけれども、協定のところは基本的に当局と管理者さんとの間での調整ということになるかと思います。ですので、その協定に入る前に確認させていただきたいことが4点ほどございますので質問させてください。前回の議案73号のときも確認させていただきましたけども、赤字補てんの上限額というものを5年間で7,500万円が上限だと、これを今一度、明確に町長からお答えいただきたいなと思います。これに関しましては、これが検討するとかそういうのではなくて、赤字になろうと町として出せるのは7,500万円だというところを、ここで明確に言っていただかないと、私としては賛成しかねるところでございますので、7,500万円が上限だってところを、まずお答えいただきたいなと思います。

続きまして診療科目の・・どういう科目を置くのかというのを、町の方の考えを教えていただきたいということと診療時間ですね。再三にわたりまして、土日、夜間をお願いしてきました。それを町としてはどういうふうに交渉するつもりなのか。また、その意向というのでしょうか、それを教えていただきたいことと、4つ目は働き方改革というものが今、世の中、進んでおりますけれども、医療の分野でも、いずれそれが適用されるようになると、そうなりますとお医者さんの確保というのが、今以上に難しくなると思うんですが、例えばそれが何年後なのか、3年後なのか4年後なのか分かりませんけども、働き方改革が医療の分野にも適用されたから来れなくなりましたということになりかねないなと思っております。それに対する・・どういう対応策をこの協定の中で盛り込んでいくのかっていうのを確認させていただきたいなと思っております。以上です。

○統括課長(髙木和彦君) 髙栁議員の話しの中にも・・こういう機会ですから赤字について・・収支計画についてお話しした方がいいんじゃないかってことがあったもので、それについて合わせてやります。

先ず、皆さんのお手元に収支計画書を配付してございます。その中で令和3年から7年までの収支計画がありまして、この金額でいきますと、73,178,000円が最大の赤字額ということが表記されております。但し、毎年700万円程度の地方交付税が入りますので、そこでいきますと、こちらの金額的には実質的な赤字というのは最大38,178,000円というのはお示ししたところです。その中で、私どもは今回、指定管理者の応募の中で、最大73,178,000円が最大の赤字額ですよ、見積りが出てますので、今の時点ではこの金額が町の最大負担額というふうに考えております。ですから、先ほど・・今までも2億円になってもいいのか、3億

円になってもいいのかという***がありましたけども、今、考えているのは町が出せるお金というのは5年間で73,178,000円ということで考えております。

ちなみに5年、地方交付税の補てんをして、差し引いて計算していきますと、年 7,636,000円の実質負担という形になるというふうに考えております。

2点目、診療の関係。これにつきましては地域医療振興協会の方から、総合内科ということで出てます。皆さん支援の方ですとかそういう方から、こんな診療科目がいいよ、耳鼻科が欲しいよとか、婦人科が欲しいよとか、小児科が欲しいよとかという色々な意見があると思うんですけども、やはりこういう過疎地域に精通した地域医療振興協会が、当町については総合内科医がいいんじゃないかという提案があれば、私どもは一旦、そこの考えを尊重したいと思います。ですから、最初に来るのは総合内科という形になると思います。

それと時間の関係です。私ども基本的にこの間の条例の中で、月曜日から土曜日の診察、時間については9時から12時と、2時から5時半ということでやってありますけども、今回出された書類の中でも、振興協会の方から地域の実情によって、診療時間については皆さんと協議しながらということがあります。これから私どもは岩科地区の方に、ちょっと岩科診療所についての説明会ですとか考えてますので、その時の皆さんの意見を聞いて、すぐには出来ないかも知れませんけれども、赴任された先生の意見なんかも聞いて、赴任された先生が夜の診療が必要だってことを考えてくれてあればそれはやりながら、また、賀茂地区には地域医療振興協会が運営している診療所が・・これが成功すれが6つありますので、そこで連携を取るとか色々な方法があると思いますので、これは協議書を作る中で色々検討してまいります。

そしてあと働き方改革の関係です。これは先生の診療時間の関係にも出てきますけども、今、過疎地域にお医者さんというのは、まずいないということです。中江先生に聞きましたら、土日も診察してくれるなんてこと可能でしょうかねって言いましたら、そんなことはほとんど無理だよと。その中で言ったのは、やはり今の医師の仕事というのは非常に負担が多いそうです。そういうことでどういうふうに解決するかっていうと、国の指針としては診療時間を減らすだとか、賃金を上げるとか色々なことを考えてるようですけども、先生の負担というのは多いもんですから、私どもも希望は希望としてあげますけども、その働き方改革の関係・・先生の負担を考えると、お互い納得できる線で納めていく、それについては協定書ですとかやってきますので、その時にはもう協定しました、こうなりましたよというのではなく、素案のときからある程度議員さんにも説明をしながらということでは考えておりま

すのでご理解ください。

○1番(田中道源君) 7,500万円を5年間で見込んでおります・・7,318万円ですか。これ、 当町といたしましてはかなりの金額でございます。であるからこそ、造る意義のある、造っ て良かったなっていう診療所にしていただきたいなと思っております。その中で最初に、科 目について言わせていただきますと、総合内科ということでございますから、色んなものを 診ていただけるんだと思うんですけれども、特に押していただきたいなと思うのが小児内科 の件で、夜間とかでも緊急に診て欲しいよという要望があったら対応できるような、そうい う診療所として整備していただけたらなと思います。

それと診療時間についてでございますけれども、確かに土日、夜間というのを押してきて、 それは難しいだろうなというのは分かるんですが、そこのところを網羅することっていうの が、民間のお医者さんたちを圧迫しないことにもつながると思いますし、ちょうど今、出来 ていないところをカバーするからこそ、7,318万円使っても造る意義があるんだっていうと ころにつながってくると思いますので、そこを協定の際に是非お願いしたいなと思います。

それで、今の時点では7,318万円だというふうに先ほどお答えいただいたんですけども、 今の時点ではと言われると、いつか変わる可能性があるというふうに取ることも出来ますの で、是非7,318万円なら7,318万円が限界ですというふうに言い切っていただけるとありがた いんですけど、そこの点どうでしょうか。

○町長(長嶋精一君) 田中議員はかなり内容の濃い勉強をしておられるというのは分かります。ただこれ、協定書の段階で、こうしなければ賛成できないとか何とかということの段階ではないと思うんですよ。我々はそういうことを申し入れる、話し合いで協定書を作っていくわけですから、それは理解していただきたいと思います。それでもしこれが跳ねつけられたら、断られるというケースも出てきます。そういうことも考えてください。

私も一つ一つ決めるときには、それなりの真剣の交渉をいたしますけどもね、それで中途 半端な交渉はするつもりはありません。それで7,300万円のことで言いますとね、将来のこ とは分からないんだけども、今の段階で収支の予定が出ているわけです。その予定が7,300 万円というふうに明記されているわけですね。今の段階ではそれがピークとして私は考えて ます。それ以上の答えはないんじゃないでしょうか。これより良くなるケースもあるし。だ から私としては7,300万円で・・町としては考えてますということを地域診療の方に申し入 れるつもりです。以上です。

○1番(田中道源君) 確かに先のことは分からないというのは、これは仕方のないことだと

思います。だからこそ、色んな資料を見ながらこれで妥当なのかっていう・・それを審議するのが、今のこの指定管理者を決めるこの審議の場だと思うんですけども、どういう赤字の結果を持ってくるかっていうのは分からないことです。それで協定の場、また、このものを管理者さんとの監査の場であったりというところに、議会がその都度、携わるってことではないと思いますので、だからこそ今、町長というか当局としては7,318万円、これ以上出すつもりはないんだということを言っていただくことが、ここで審議する私たちの担保になるのかなと思います。こちらとしても町民の方々から負託を受けてこの場に立っておりますので、際限なくお金が使われる可能性があるよというのを、可能性を残したまま賛成というわけには行かないものですから、7,318万円これが限界です。出してもらってる資料なので、これに基づいてそこまでしか考えてませんとお答えいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○町長(長嶋精一君) そういうふうに私は考えております。但し、それを受け入れられなかった場合は、この話しが非常に難しくなるっていうことも考えられます。それはそれで田中議員も理解してもらえますね。

将来のことは分かりません。ただ、7,300万、7,300万って言いますけどね、これは5年間の・・毎年7,300万円という意味じゃありません。これは分かってくれると思うんですけども。当松崎町はそれに耐えうる財務体質を持ってます。それは心配ありません。

そして地域医療振興会も財務を見ていただいていると思うんですけどね、売り上げが1,249億ですね。それと総費用が1,243億。当期利益が6億2,000万円位です。それから内部留保というのは45億くらいございます。従って体質としては非常にいい体質を持ってます。そして過去の実績も非常にいいということ。安良里診療所、田子診療所等々見てもですね、かなりの評判もいいし、私はかなり・・誘致しても皆さんの要望に応えられると思います。

そういうことを考えますと、やはり何て言うんですか、いくらまでしか出来ませんよというようなことを、果たして言っていいのかどうか。企業は企業、あるいは地域医療なら地域医療は、それなりの努力をする、そういう事業体なんですよね。だから決算書類だけを見ても非常に優良な事業体だと私は思います。従って田中議員の方でそういうふうに、どうしても7,300万ということであるならば、そういう話しはいたします。天井知らずということは僕も考えておりません。但し、それは話し合いです。それを協定書の中で明記するということは、どういうふうに明記するかってのは私も分かりませんけれど・・分かりませんけれども要望として話し合いはいたします。それ以上の答えは、私は今のところ考えておりません。

- ○1番(田中道源君) 今の答弁で納得いたしました。おそらく3月の予算の段階で、債務負担行為という形で7,500万円なりが出てくると思います。その時に今の話しでない数字が出てきた場合は、申し訳ないですけども賛成することは出来ないと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上です。
- ○7番(高柳孝博君) 先ほど回答をもらわないまま終わったような、消化不良でちょっと・・・。1つは今のお金の話しですけど、先ほどそこの説明をしていただいきたいということで700万というお金を出したわけですね。700万というお金が、運営費として事業費として認められて交付金で来るわけですよね。そこのところ7千いくらって言いますと、その700万のとこ、運営費以外で38,178,000円が来るという理解を私はするが、それでよろしいでしょうかってのが1点と、それから先ほど利益の60パーセント、40パーセントの話しをちょっとしたんですけど、資料の運営の実施方針というところ見ていただきたい、(5)のところです。ページがないので、松崎町岩科診療所事業計画書です。事業計画書の2枚目の裏ですね。運営の実施方針というのがあります。その中の表があるわけですけど、その中のその他のところで、各施設においては各年度で利益が見込まれる場合は、利益見込みの40パーセントを公益事業負担金として、施設運営事業以外の公益事業に充当していますので予めご了承くださいってことは、各事業所っていってますから該当するんじゃないかと思います。ただこれは、必ずしも当てはめるわけでもないのかもしれませんが、その辺りの考えが一つ。先ほどそこのところ回答がいただいてないと思います。

それからもう一つが信頼性の問題なんですけど、地域の信頼ってものすごく大事だと思いますので、是非これは要望で結構ですけど、何か住民との間での、医師との間のトラブルとか何かあった場合にでも一緒に考えて対処する。そういったとこの話しの中で、一度しておいていただきたいと思います。その2つ、いかがでしょうか。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 申し訳ございません。先ほど回答の方で漏れが生じましてす みませんでした。

1点目の700万円の運営交付金の関係でございます。こちらにつきましては、今の資料のところの次のところですね。当協会ではというふうに記されておりますけれども、こちらは申請者の方から提案というような形でいただきました。この700万円の根拠でございますけれども、いわゆる1つの診療所を造りますと、地方交付税というのがあるんですけれども、そちらの基準財政需要額というのがございます。そちらに1診療所あたり700万円が余分にというか算入されるものですので、もともと無いお金だったんですけども、診療所が出来る

ことによって700万円がその地方交付税の中に算入されるということで、その分を何とか充当していただけませんかというような提案でございますので、我々の方もそちらについては前向きに考えているということでございます。

あと、ここに書いてあります利益見込みの40パーセントを公益事業負担金をということで書いてありますけれども、申請者におかれましては公益社団法人とうことでございます。一方的に利益だけを追求するのではなくて、やはり公益事業ですね・・何か運動教室ですとかそういったものにも力を入れているものですので、全部利益を団体の中に入れるんじゃなくて、そういった公益的な事業の方にも入れるよということだと思います。

それから最後、信頼性ですね。住民とのトラブルがあった場合、当然トラブルがあれば指定管理をお願いしてあっても、町の施設でございますので、当然、町も間に入ってそういったトラブルが無いように、仲裁というか取り持つような形で考えております。そういったことも今後の協定書の中で加味していきたいなと思っているところでございます。

○8番(土屋清武君) 今回の診療所の関係で公募したときに、町の条例案とホームページで募集したときに、条例案を出しているわけですね。その案を我々議員にも勉強会のときに、こういうのを案にする予定ということで出してきたわけです。そして今回の議会に出した条例とは若干変わってるんですね。今になってこれを変えるということは、この診療所の申請のものに何ら問題ないものかね。先ず、それが第1点。条例を変えたことによってね、公募のときの条例と今度提出された条例の案を変えるという、その辺の信頼性というか信用性。そのところは1点。

それで先ほどから、地域振興協会から提出されたものについて、私も内容をお伺いしたいんですけども、運営の実施方針の中で、ここに公共交通機関の整備、検討というようなことが謳われてますけれども、これを提出されて何ら質問をしなかったでしょうか。受けた町の方で、これはどういう内容のことをいうのか、受けてそのまま、はいそうですかっていう訳には行かないでしょう。内容が分からなければ、提出したところから聞かなければならないでしょう。

先ほどの質問で、赤字になった場合には云々というようなことがありましたけども、そこらの関係、****もなく補てんしなければならないということのないように・・そこは先ほど町長から回答がありましたが、はっきりしたことはまだ言えないと思いますので・・。

この提出された内容を見ますと、先ほどの交付税の関係も出ていますけども、毎年700万円出るわけということで、だけれどもこれは何でうちの方からやりますよって言わないうち

に・・もっとも町の方で、いいですよという回答だからここに載っけてきているんでしょう、振興協会では収入として。これは町からやりますよと言って、初めて収入に載っけるわけでしょう。そうしないと、ちょっとおかしいじゃないですか。というのは交付税で来ても、今後、診療所を運営していく場合において、機械器具なんかが古くなって取り替えるというようなときに、準備金が何も無くては、また税金を入れなきゃならない。隣の西伊豆では、その700万円の内の400万円は地域振興協会へとやるけれども、300万円は町の方で積み立てておくと。そして機械器具等の買い替えというようなことに充てるということで400万円しかやらないそうですよ。700万円を町でOKしたかどうか知らないけど、これは勉強会のときに質問したけども回答しなかった。700万円は町の方からやりますよっていう回答したか何か知らないけど、収入に載っかってますよ。まず、それだけを聞いておきましょう。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 先ず3点目の交付税の700万円ですね。町から言い出したのではないかと言うようなご質問だったと思いますけども、これは町からは全くそういうことは言ってません。これはこの申請書に書いてありますように、あくまでも申請書は提案事項でございます。実際にこの団体においては、指定管理をやっている自治体ありますけれども、そういった例を参考に、他の自治体ではこういうふうにやっているものですので、松崎町さんも参考にしてくださいねというような意味合いだと思います。それに基づいて収支計画書の中に確かに700万円、運営交付金等ということで入っておりますけども、これも別に町が指示したことではなくて、今回、団体から申請が上げられたものでいった場合に、経常収支・・最後の⑫のところですね・・こういうふうになりますよということでございますので、決して町からそれを勧めたわけではないってことをご理解いただきたいなと思います。

それから公募のときの条例案と今回の条例案が違っていて、問題ないのかというようなことでございます。今回、公募をするに当たって、我々の方は本当に初めての試みだったものですので、一応基本的にはこういう線でというような形で条例案を示して公募の方をさせてもらいました。先日の臨時議会で設置及び管理の条例を出させてもらいましたけれども、こちらにつきましては、実際に公募で応募をされてきた団体の意向を汲んだものを・・例えば診療時間とか入れておりますけれども、基本的には内容を公の施設の手続き条例とダブっているところを除いたりして、公募のときの条例と変わっているところもありますけれども、基本的にはそんなに違いはないということで考えております。

それからあと、交通機関の関係ですね。これは運営管理の基本方針の方で、岩科に診療所が出来るということで、患者さんの足の確保をお願いしたいよというような要望でございま

す。この辺については当初、相談に乗っているときから、交通機関がねというような話しを いただいておりますので、こちらにつきましては今後の課題で、例えば自主運行バスの増便 ですとか、それは今後の課題ということで、我々は宿題として受け取っているものでござい ます。

○8番(土屋清武君) ちょっと700万円の関係ね、私がいっているのは、交付税として町へ来るものだから、向こうが勝手に計上してきたらこれはどういうのですかと、この書類を受け取ったときに内容を審査するでしょう。そのときに、これはどういうことですかということぐらいは調査しないのかね。それが役所の仕事でしょう。

そして地域振興協会の方でこういうふうに交付税で来るから、その分について何とかうちの収入として上げさせてもらいたいということを言って来て、ここに計上するならそれは分かりますよ、OKしたのなら。OKしないのなら何だねと聞くのが当たり前でしょう。

それで西伊豆みたいな方式が取れないと、松崎町の場合については機械器具を取り換えるとかっていう場合については、今度は税金で入れなきゃならないでしょう。これでいくと、そういうがの減価償却が何も見てないでしょう。回答願います。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 700万円をチェックしていないのかというようなご質問ですけど、当然申請書が来れば我々の方も一通り目を通させていただきます。ただこれは、あくまでも申請書で提案というような形でございますので、これをおかしいよとか、そういうことまでは我々の方は言えないと思っております。

あと、減価償却の方のお金が入っていないということですけれども、収支計画を既に皆様の方に示しておりますけれども、あくまでも今考えられるものとすると、こういう収支になりますよということで資料をお示ししたものでございますので、収支についてはそういうことでご理解をいただきたいと思います。

- ○2番(鈴木茂孝君) 今の土屋議員の質問に重ねてですけども、その700万円の交付金ですけれども、町としてこれをどのような形で、丸々あげてしまうのか、例えば西伊豆みたいに400万、300万で分けるのかというようなお考えがありましたら教えてください。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 本来ですと交付金という形はやらないで、決まった指定管理 業者の方にやらないで、医療設備の方もやっぱり何十年というふうに持つわけでしゃなくて 更新しなければならないものですから、それを購入するための財源に、この700万円丸々充 てられればいいんですけれども、今後の経営状況何かを見ながら・・先ほど西伊豆町さんの 場合は400万円が運営交付金で、残りの300万円を積立ての方にまわしてるという・・これも

1つのモデル的な方法ではないかなと思っております。ですから当然、我々の方もそれを参 考にしながらやりますけども、金額の配分につきましては今後検討・・当然我々だけではな くて、議員の皆様とご協議をいただくということでございます。

○2番(鈴木茂孝君) 例えば赤字額が同じようなものでも、300万円はキープしておくよとか、200万円はキープしてくよとか、そのような形にしてもらえれば、もし何かあったときにも直ぐに機械代として使えるということがあると思います。

それと、年度末に収支報告があると思うんですけれども、その場合に例えば町長がその収 支報告を見て、向こうの方と・・例えば期限を決めて1か月以内にお話しをして、次年度の 予定を決めるとか、そのような期日を決めるというような予定はございませんか。

- ○統括課長(髙木和彦君) 基本的にはですね、申請書の方にも確かあったはずなんですけど も、2か月以内ですか3か月以内に決算を終え、町長に報告するという形で、既にそういう 提案をされております。また、この会社はしっかりした会社ですので、外部監査が入るとか そういうようなこともありますので、そちらの経理についてはある程度任せても大丈夫です し、そういう機会はありますので、ご安心ください。
- ○2番(鈴木茂孝君) 2か月以内にお話しするということでよろしいですか。
- ○統括課長(髙木和彦君) 2か月か3か月以内に決算報告する形になっています。
- ○2番(鈴木茂孝君) その時にお話しするということでよろしいですね。

それでこの診療所の地区というのは、浸水地域に入っているかと思われます。その場合に、 例えば、もし浸水するかも知れないので、それなりの対応をしていただきたいというような ことをお願いする予定はありますか。

今から調査をすることになっていると思うんですけども、やはり近年の河川の状況とか見ますと、やはり水が来るということは十分考えられますので、それの対応をやはりお願いした方がよろしいのかと思いましてお聞きしました。

- ○町長(長嶋精一君) すぐ近くに幼稚園がありますね。じっくり皆さんが、過去の人たちがあそこは安全だろうというところで、かわいい子供たちを預かる幼稚園を設定したと思うんです。だけど、そういうことから安心してるんじゃなくて、今、鈴木議員がおっしゃったようなことは当然、地域医療と話しはします。どこの企業でも必要なことですから。
- ○2番(鈴木茂孝君) ですので、たとえは医薬品を岩科小学校のところに少し備蓄しておく とか、そのような対応を・・せっかく浸水地域外にやりたいということで造ったものですか ら、もし何かあったときに、そこはしっかり十分に機能できるようにしていただきたいなと

いうふうに思っております。お願いいたします。

○6番(渡辺文彦君) 収支計画の件で若干お伺いしたいんですけども、まだ営業というか、 実際診療が始まっていないので仮定の話しでしかできないってのは分かるわけですけど、 我々もこの計画が本当に妥当かどうかの判断をせざるを得ないもんで、当局側が把握してい る範囲で結構ですので確認したいと思います。

基本的に振興協会の方は、1日25名の方が来られれば、当年度から営業はなんとかやって行けると、最初のうちは15名くらいって形で想定されているわけなんですけども、近隣市町の診療のニーズとか実際の収支の状況から考えて、この収支計画書は妥当であると判断されて・・当然そう判断されてると思うんですけど、人数的な根拠なんかをどのような形で判断したのか、もう一回、ちゃんと明確に回答をいただきたいんですけど。

○統括課長(髙木和彦君) 例えば安良里診療所、あそこは安良里自体は人口1,200人のところですけど、1日平均にすると86人の外来患者があるそうです。年によっては100人ということもありました。また、田子診療所、こちらは2,200か2,400くらいの人口ですけども、1日に56人外来患者があるということを聞いています。

これを見ますと、今まで一番心配しているのは、岩科地区、道部地区をたすと、人口というのは1,200人ですから、大変厳しいじゃないかっていう話しもありましたけども、そこに住んでいる人口だけで患者数が確定するということではないと感じてます。また、これから心配されるのは、人口が松崎町はどんどん減って行くよという議論も時々出るんですけども、病気になり易い75歳以上の高齢者っていうのは、これから10数年は現状のまま進むようなことが見込まれています。そういうことを勘案したときに・・、それともう一つ、菊池先生が廃業してから、松崎町の方が沢山の方が安良里、田子、西伊豆病院に行ってるということを考えますと、地域医療振興協会はすぐに・・今、行っているお医者さんを変えて岩科に来るということはないとは思うけど、ですから最初は15人、5年の内には25人とかっていうような確保できるよっていうような試算はあります。ただ、一番初めに言いましたけども、これも僕らが判断することじゃなくて、こういう地域医療・・過疎の地域医療に精通している協会が出した数字ですから、私どもはこの数字を今の時点では信じて、事業計画を考えております。

○6番(渡辺文彦君) 僕も色々な情報の中で、この数字はそれなりの妥当性はあるのかなと 判断はしているわけですけども、基本的にはやってみなけりゃ分からないってところが現実 だと思います。そういう意味で、この収支はあくまでも見込みであって、でっぱりが当然出 てくるわけだろうけども、先ほど田中議員が何度も念を押されてたように、債務負担行為の 部分が7,500万くらいですよねって念を押されてるわけですけども、計画によっては7,500万 負担しなくてもいいかも知れないけど、場合によってはそれ以上になるかも知れないけども、 当面は、5年間の間は債務負担行為としては7,500万くらいで見込みであるということで了 解してよろしいわけですね。

○議長(藤井 要君) 暫時休憩いたします。

(午前10時55分)

○議長(藤井 要君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

- ○議長(藤井 要君) 質疑はございませんか。
- ○7番(高柳孝博君) 先ほど質問した中で、更に少し詳しく質問したいと思います。

先ほど時間の話し、夜間とかあるいは日曜日とかそういうような色んな考え方もあると思います。それを考えてみたときに、安良里診療所は若干遅くまで診療をされているということなんですけど、その中には松崎から診療に行っている方がいると思います。その時に、例えば松崎が夜間にやったときに、どれくらい松崎の方に入ってくるか。需要が・・先ほどの収支計画に影響してくると思うんですが、どれくらい需要があるかってことが1つの大きな判断になると。これは協議事項ですので、今後、協議するにあたって、その辺りの需要ってのをしっかり掴んでやるべきだと思います。需要との考え、いかがでしょうか。

- ○統括課長(髙木和彦君) 幸い安良里ですとか田子診療所は地域医療振興協会が経営してる ということがありますので、指定管理者に正式に決まりましたら、その辺がどのような数字 になっているか聞き取りをしたいと思います。
- ○7番(高柳孝博君) 同じ系列でやられているんで、例えば持ち回りってのもあるかも知れませんけれども、要は収支計画、あるいは夜間置くとなると事務員を置かなければいけない、それから看護師も置かなければいけない、その辺りをどう考えられるか、それは受けられる方の経営方針だと思いますから、あえて言う必要はないかも知れませんけれど、1つは需要ってのが収支の・・今の議論の中では分かれ目になってると思いますので、そこを是非確認したうえで協議をしていただきたいと思います。
- ○1番(田中道源君) 先ほど休憩前の髙栁議員の質問にございました運営実施方針の確保の、

その他の点なんですが、利益見込みの40パーセントをというこの部分でございます。公益社団法人でございますので、おそらく事業費の半分は公益的な目的に使わなければいけないということで、こういうような措置をここに入れてるんだと思うんですけれども、利益が出た場合なんですが、今回の診療所の事業というのは、町の方で建物を用意して、また、赤字も最初の5年間は負担するよという中で、黒字が出た場合に、当初の建物に対する・・指定管理者の方がどういうふうに戻すかとか、若しくは、いずれ来る手直しの際の積み立ての件に関してどうするか。黒字が出た場合にどういった方向性で協議しようとしているのか、当局の意考えをお聞かせいただけますか。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 先ず建物は誰の所有かということを考えた場合に、当然これ は町のものでございます。ですから、例えば建設工事ですとか、医療設備ですとか色々経費 がかかるわけですけども、基本的には町の持ち物でございます。

診療で黒字がでた場合、それをどう還元するかということですけれども、町が投資した分に、それを還元するっていうのは、今のところ我々の方では考えておりません。

○1番(田中道源君) 今回の診療所というものが、利用料金制というふうに謳ってると思います。利用料金制というのは、基本的には赤字だろうが黒字だろうが、その利用者の中での費用で賄っていくというものなんですけども、それを今回、赤字を補填するということで、本当の意味では利用料金性の併用とかっていうような表記が正しいのかも知れないんですけども、意味合いとしては町も負担するよと、補てんはして行くよということの中で、黒字になった場合、その補てんしていたところを戻してもらいますよとか、若しくは、そこの建物をこちらが用意して貸しているような状況だと思いますので、建物代としてその料金はいただきますよっていうようなこともあり得るのかなと思います。

これからの協議だと思いますので、黒字になった場合にそれをどういうふうに処理して行くのかっていうのを、全部、管理者任せにするんじゃなくて、一番怖いのは病院の中でのルールの中で内部留保をどんどん貯めて行って、赤字のときだけ負担してくれっていうのでは、ちょっと話しとしては上手くないのかなと思います。やはりこちらも、それなりに覚悟を持って赤字を補填するって言ってるんですから、黒字になったときに戻すような話というものが、協定の中で協議されてもいいのかなと思いますので、それで聞いたまででございます。

それはどうでしょう。どんな考えを持っているかって、今の時点での考えをお聞かせいた だけますか。

○統括課長(髙木和彦君) 幸い、そういう黒字になった場合、そこについてはある程度・・

すぐに黒字になって、ある程度時間が経ったときに、だんだん建物の劣化とか機械の劣化と かあるわけですから、黒字になったときはそのために町としても・・例えば医療基金だとか 何とかっていう形で作って行くってことが本来だと思います。

今の時点ではまだ公募をして、地域医療振興協会が手を挙げたという状態ですので、私の 方でこれこれこういう形でいくらまでってことは言えませんけども、黒字の様子によって、 これもやはり皆様と相談しながら進めてまいりたいと思います。

- ○2番(鈴木茂孝君) 私も診療所を是非ほしいと思っておりますし、岩科地区に出来るということで、大変うれしく思っておりますが、先ほど土屋議員のお話しで、指定管理を募集した書類と、それから今度の新しく出ている書類ですね、これは同じものとして通用できるのかというお話しがありました。その中で新田課長は、そう考えておりますというお話しでしたけれども、これは法的に問題はないということで理解してよろしいでしょうか。
- ○統括課長(髙木和彦君) 法的というより、8月2日から公募をしたときに、ある程度、松崎町はこういう状態で設置条例を設置したいということがないと、向こうの方も応募するについてもどうするのかということが出てくると思います。実際に僕らは5時まで診察をするという形で公募をしましたら、相手方の方で5時半までやるということになりました。そういうことでやっぱり公募したときの案と、今回、条例を制定したときの内容というのは変わる部分があります。それと、公募したときに載っている文面が、今回のときに無いという部分もあります。それは公募したときに相手が2人いて、両方に違う内容を出したらおかしくなるかも知れませんけれども、そこのずれっていうのは無いわけですから、ここの中でもともと考えていた条例と、今回上程した条例との中に、そういう問題が発生する部分はありませんので、新田課長の方は問題ないんじゃないかということで回答させていただきました。
- ○2番(鈴木茂孝君) 内容のことではなくて、条例というか、そういう問題だと思うんですけども、前の募集要項では、地方自治法第244条の2の第3項及び第4項ということで募集をしていると思うんですけども、今度、新しいところでは、松崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定で定められた書類を出さなきゃならないということで、ちょっと違うものなのかなと思っているんですけれども、それも遡れるという規定によって、そこも一緒に遡れるのかどうかというところをお聞きしたいと思っております。
- ○統括課長(髙木和彦君) この条例を公募前に作ったものと、今回、上程する中で煮詰めた ときに、こういう文面にした方がより内容が分かり易いだろうということで整理をしました。 最初に出したやつは、あくまで参考の案であって、公的にそこで決まっているものではな

- いものですから、最終的な案というのは、この間、上程のものっていうふうにご理解いただ きたいと思います。
- ○2番(鈴木茂孝君) 私ももちろん、診療所を円滑に進めてもらいたいと思うんですけども、だからこそ法の整備というものをしっかりして行かなきゃいけないと思うんです。その辺で、思うんですとか考えていますじゃなくて、やはり法的にちゃんとなっているのかということをお答えいただきたいというふうに思います。
- ○統括課長(髙木和彦君) 今回の条例第5条につきましては、手続きの方法として、公の施設にかかる指定管理の手続きに関する条例がありますので、それに定められた書類を出してくださいと明記したもので、これについては特に問題が無いと・・無いです。これでいいですか。
- ○2番(鈴木茂孝君) それについては問題なくても、指定管理を募集したときの書類は違う ものですよね・・この244条の2に基づいて募集しております。今回の条例ですと、公の施 設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の書類を出してくださいね、この条例で手 続きを遡ってもいいですよっていうふうにやってるんですが、その時点で同じ書類で出して いない以上、これ有効なのかどうかってのがちょっと疑問なんですけども、そこはどうでし ょう。
- ○統括課長(髙木和彦君) 繰り返しになるかも知れませんけれども、案で出したときの・・ あの・・案を出したときと違うということですけども、あの・・そのときの趣旨がね、案で 出したときの趣旨が違って、これと全然整合性が取れないものになってたらおかしいなとい う形になりますけども、その辺はきちんとされてますので、あの・・鈴木議員の指摘が、僕、 よく分かんなくて大変申し訳ないんですけども、特に問題ないと思って私どもは条例を上げ させていただいております。
- ○2番(鈴木茂孝君) 何回も言うようですけど、私も内容ではなくて、条項というか条例が違うんじゃないかというお話しですので、その辺・・例えば今回通してしまって、後でもしかしてということがあったら、本当に困る・・大問題になっちゃいますので、その辺をしっかり確認していただきたいなと思っております。
- ○議長(藤井 要君) 書類的に比較できるようなものがあるの。
- ○統括課長(髙木和彦君) 議長の方で、今、比較になる書類があるかということですけど、 私はちょっとそれは持ってません。
- ○議長(藤井 要君) 今、持ってないけど、すぐ支度できるの。

- ○町長(長嶋精一君) 鈴木議員がおっしゃったような大問題というのはどういうことを想定 しているのか分かりませんけれども、大問題になることは全くありません。
- ○2番(鈴木茂孝君) 大問題というのは、一番大きな問題は、診療所の運営が止まってしまうとか、それが一番大きな問題です。やはり法令上が整ってないということであれば、やはりこれは進めるわけには行かないということで止まってしまうというような問題で、私はそれを危惧しております。ですので、その辺ちょっと確認したいなと思っています。もしその辺の整合性が取れていないのであれば、やはり整合性をきちっと取るというのが重要ではないかというふうに思っております。
- ○統括課長(髙木和彦君) この文面の影響で、そういう今後の診療所についての影響がでる ということはございません。
- ○2番(鈴木茂孝君) その辺のところで、やはり思っていますとか考えていますではなくて、 もし弁護士の方に聞けるんであれば、その辺も聞いていただけることができますでしょうか。
- ○統括課長(髙木和彦君) この文面についてっていうか、この条例・・基本的なことには、 一番最初に弁護士にも相談して通ったときもありますので、聞けということでしたら聞きま すけども、あくまでこれについては、もう制定された条例であって、また、この時点で文面 についてと言われても、弁護士の何々の証明があるとは言えませんけども、私どもは正しい ものとして判断をして上程させていただいたものでございます。
- ○2番(鈴木茂孝君) 正しいものとして思っておりますではなくて、やはりきちんとお話し を聞いていただければと思っておるんですが・・後々このような問題があると困りますので、 内容よりも書類的に合っているかどうかということが重要でして、その辺がなかなかどうか なというところでございます。
- ○統括課長(髙木和彦君) これについては、この条例以外に・・昨日ちょっとお話しはしましたけども、・・上程をして、今日、皆様にお示しする書類については、この松崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、町長の方に書類を出しなさいという文面になっていて、これに附随するものとして、その施行規則の中に書式ですとか、そういうのが入ってるもんですから、それを基に作ったということであって、今日、皆様にお示ししたこの議案を出すために、この条例を使ったということですので、思うとかそういうことでなくて、今日、皆様に書類をお出しするための手続きを書いてあることということでお話しすればご理解いただけるでしょうか。

今日、皆様に指定管理者の申請を出すためにこの条例がありますと・・この公の施設に係

る指定管理者の指定の手続きに関する条例を見ていただければ、ご理解いただけるものと思います。

- ○5番(深澤 守君) 今の説明だと、ちょっと分かりにくいんで、最初に出してあった案の部分と、設置条例を出してきて5条を変えた部分をちゃんと説明していただかないと分かりずらいと思うんですよね。それについての書類をどのように出して、逆にいうと変えた内容については、本来、設置条例で出していたところが指定管理者を公募するという形、公募条件でこの条件を出したということで、その後に公に関する手続き条例の条文に変えたときに、募集要項が変更になっているんであれば、それはしっかりと告示なり何なりして、ホームページで公表して、それを公にしてやっているのか、その点についてはやっぱり明確に答える必要があると思うんです。いかがでしょうか。
- ○統括課長(髙木和彦君) 公募のときはですね、募集要項と業務仕様書、この2つが主なもので、募集要項の中でこれこれこういう段取りでやりますよ、何をしますよ。細かいところで仕様書というのがあってやってるわけですから、その参考として、町としてはこういう形の条例を整備したいということになってるわけですから、そこの募集のときの条例案と、今回上げたものが変わってきても、何ら募集ですとかそういうことには影響ありませんので、ご理解ください。
- ○8番(土屋清武君) 今の回答は、条例はどうでもいいという解釈だよ、それでは。条例の 方が優先するんだよ、条例は何ったって町の最高のものだから。条例がちゃんとしてなきゃ だめでしょう。
- ○議長(藤井 要君) 条例の番号が違ったとしても、この前の案と、今回入れてある内容 と・・あるの、ないの。
- ○統括課長(髙木和彦君) 募集をするときに、そのときの案を条例として上程をして、また この時点で変えたといったら、とんでもないことです。だけども、募集をするときに町がこ ういう方針で行きますよってことを参考に付けたわけですから、そこで内容が変わっても何 の影響がありますか。
- ○8番(土屋清武君) 参考じゃないよ、条例を付けるには。それは絶対のものだよ。付けな きゃならないものだから。

このように公の施設を造る、診療所を造る。それはこういう条例に基づいて造って、そしてこれで募集してもらうんだから。条例が一番優先するんだよ。条例が優先しなけりゃしょうがないじゃ。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 条例案ですけれども、当時も公募をする際には、あくまでも 初めてやるものですので、今回の形は条例案という形で議員の皆様にもお示しをしまして、 そのうえで公募をさせてもらったということでございます。

基本的には募集要項、業務仕様書が主となるものでございますけれども、まだ当時は設置 条例等が出来ていなかったものですので、案というような形で示させてもらったということ でご理解ください。

- ○8番(土屋清武君) そりゃ案はいいですよ。案を変えないでそのまま出すのが・・条例 に・・その通りにやりますというのならいいわけですよ。他の人がそれを見ていて、うちで はこの内容では応募しようか止めようか判断をするわけですよ。それが正規の条例になった ら変わるっていうのでは・・正規と案とでは変わってるじゃないかと、募集要項で・・そう なるでしょう。
- ○統括課長(髙木和彦君) 当初お示しした案がですね、1週間に1日診察すればいいよとか、 そういう案で大きい変更があればそれはそうでしょうけども、そういう影響が無いから私ど もでは最終的に、条例を出すときには色々審査をして、話し合って最終的にこの議案にまと めさせていただいたものでございます。
- ○議長 (藤井 要君) 暫時休憩いたします。

(午前11時29分)

○議長(藤井 要君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

- ○議長(藤井 要君) 統括か誰か答弁は。
- ○統括課長(髙木和彦君) 日にちは忘れましたけど議会全員協議会終わって、その後、勉強会のご記憶はございますでしょうか。その時、その件についてお話しをして、公募するときに示した設置条例の案と・・この辺につきましては、条例については上程するときまでに整備をして変更があり得ますというお話しもしたうえで上げてるわけですから、そこはご理解いただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- ○議長(藤井 要君) 内容の変更は。何も無ければ、無いって言えばいいじゃ。
- ○統括課長(髙木和彦君) 今、新田課長とも相談したんですけど、変更の内容のところは、 指定管理者が決まったときに告示をしなければいけないとか、報告義務があるとかっていう

部分が、案のときにはあったんです。それを色々整理して行って、要らないからということ で削除したようなことで、指定管理者の指定に関する部分ですとか、公平性ですとか、変わ る部分での変更はございません。

○6番(渡辺文彦君) 今の議題は、この応募されてきた地域医療振興協会が松崎の医療を担 うのに相応しいかどうかっていう議論をする場であるかと私は理解しています。そういう観 点でちょっと質問させていただきたいわけですけども、とりあえず今回、公募にかけて指定 管理に関して、5年間ということで謳われているわけです。振興協会の方では、5年以降も 継続的に運営することを前提にしてますということが書かれております。当然、我々として みれば今後ずっと、ここで診療をしていただきたいわけですけども、仮にこの前提が崩れる ような場合があるとすればどういう場合があるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

他のところでもって、この地域医療振興協会が関わった他の診療所で、途中で中断された ようなケースなんかはございますか。

○統括課長(髙木和彦君) そこまではよくわかりません。あるのは、今までお医者さんがあったけども、開業していたお医者さんが亡くなったとか、転出してしまっていなくなったときに地域医療振興協会が入るというケースです。

もう一つ、一番最初にこういうことが・・これから継続してやって行けるかどうかという話しですけども、そこは迎える町民が地域医療振興協会に対して、来てくださいと我々がお願いして、迎え入れる態度というのが一番重要だと思います。どうしてもこの計画を止めさせたいとか、そういう気持ちでいたときにウェルカムの気持ちで接しても、こういう議論だけ繰り返すというのが本当にプラスになるんでしょうか。これから色々議論して賛成いただければ、私どもは建物を建てることですとか、そういうことで地域医療振興協会と正式に協議を重ねます。ですからもし、これで不満の方もいらっしゃるのも分かります。ただ、これで可決して、地域医療振興協会を指定管理者としてお認めいただいたときには、今度、皆様もう一回、気持ちを新たにして迎えるような気持ちでやっていただければ、地域医療振興協会はこれからも、10年も20年も30年も松崎町の医療のために働いてくれると確信しております。

○5番(深澤 守君) 将来的なことなんですけど、指定管理についてちょっと外れるかも知れないんですが、松崎が今度、診療所を建設するにあたって過疎債というものを当てにしていると思います。これは100パーセント出るものではないと思います。減額された場合、若しくは過疎債が認定されなかった場合に、どのような措置をとるのかお伺いいたします。

○統括課長(髙木和彦君) 私どもは過疎債が適用になるということを前提に動いてます。また、県の方も非常に協力的で、初めはここ最近、医療に関する補助金というのは1,000万とか、非常に少ないということで、初め私どもが交渉に行ったときは全部付けれるかどうか分からないよということがありましたけども、県の方も色々努力をしてくれて、満額付くような方向でいます。

これから実際に過疎債の手続きに入って・・財政の方で入っていくと思いますけども、過疎債についてもやっぱり色々な性格なものだとか緊急性ですとか性質によって、過疎債を申請しても出ないということは確かにあるようですけども、私どもの今の感触としては地域医療という重要なことですから、過疎債については、ほぼ希望通りに出るんじゃないかというふうに観測しております。

- ○2番(鈴木茂孝君) 先ほどの話しに、もう一回戻って申し訳ないんですけども、私も岩科 地区なので当然、診療所は進めて行きたいと思っております。その際に今のような、ちょっ と私も最後までどうかなと思うところがありますけれども、その辺のところは瑕疵がないと いうふうな形で断言していただけますでしょうか。
- ○統括課長(髙木和彦君) 断言いたします。
- ○6番(渡辺文彦君) 地域医療振興協会が、今度こちらに来られれば、地域の医療を担っていただくわけですけども、地域の医療機関の特色ってことでもって、色んな地域の医療体験の中に参加して、地域医療を担っていきますよってお話しがされてると思うんですけども、その辺のネットワーク的な面にこの団体が入って行くのに、何ら支障は無いってふうに理解してよろしいでしょうか。
- ○統括課長(髙木和彦君) 賀茂医師会というのがありまして、町の健康診断だとか色々やってますけども、地域医療振興協会も賀茂医師会の方に加入するということで、賀茂医師会の方でも地域医療振興協会が来るということについては歓迎している姿勢がありました。
- ○6番(渡辺文彦君) もう1つだけ確認したいことがございます。運営方針の3のところに、 利用料金減免を適用する場合の考え方ということで、原則として減免は行いませんって書かれております。このところの説明をお願いいたします。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 基本的には利用料金制ですので、減免というのは行わないわけですけれども、例えば国民健康保険制度なんかで災害に遭われたですとか、減免規定がございますので、そういう場合については町の方から減免というような形になりますので、現状では通常の利用料金制を導入するということで、こちらの申請書の方では減免を行わない

意向だよというような提案をされてきておりますので、基本的に町といたしましてもこの線で行きたいところでございますけれども、もし何かイレギュラー的なものがあれば、今後、協会と話し合う機会はいくつもあると思いますので、その中で話し合って行きたいなと考えております。

○議長(藤井 要君) 他に質疑はございませんか。質疑が無いようでありますので、質疑を 終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○5番(深澤 守君) 私は本案に反対いたします。

指定管理者を指定するために、地方自治法においては先に設置条例を制定することが前提 となっているにも関わらず、条例を制定しても応募があるか分からないなどの理由で、条例 を制定せず指定の手続きを進めてきました。条例を制定してからでも公募する期間は十分に 取れたはずです。行政調査委員会からの答申でも、付帯意見として先に条例を制定すべきと されています。

条例制定前に行った手続きが、有効であるということが法的に証明されていません。また、 指定管理者の指定の基になる設置条例に不備があることは明らかであります。不備のある条 例に基づいた議案は、審査の対象となり得るものではありませんので、議員として賛成でき るはずもなく、全員反対で否決とする議案でありました。そして、当局側から取下げを申し 上げるべきであったと思います。

行政は法律に従って事務を進めることが当然であり、法に反した手続きを、後から条例を 制定すれば容認されるなどということはあってはなりません。これは前例を作ってもいけな いことだと思います。

当局は、事前に条例制定が必要であることが分かっているのにも関わらず、イレギュラーな手続きではないと説明してきたことも許されるものではないと思います。

私は、将来的には診療所は必要だと思います。しかし、5年度で5,000万余りの赤字が必要な診療所を、今すぐ岩科に開設する必要はありません。先ずはしっかりと計画を立て、地域の医療の体制はどうあるべきか、もう一度検証し、しっかりとした計画を立て、もう一度、岩科診療所の計画を練り直すべきだと思います。全てを白紙に戻すべきだと思います。

よって私は、本案に対して反対いたします。

- ○議長(藤井 要君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
- ○1番(田中道源君) 私は、この本案に賛成したいと思います。

これまでの経緯の中で、進め方が色々とイレギュラーだった点はありまして、それによる 混乱や分かり難さといったものがあったことは、当局の方も反省していただきたいと思いま すが、今のこの議案を通さないことによるデメリットというものを考えましたところ、指定 管理者の・・一度、公募を出している方から訴訟を起こされかねないかと思いますし、また、 一度ご破算になったところで、二度目の公募をかけた際に、同じく、また手を挙げてくれる 可能性というのは低くなるんじゃないかと思います。

もちろん、法あってのことでございますから、この点に不備が・・不備というかごたごたがあったことは当局の責任だと思いますけども、あくまで住民の求めている、この町に必要なものを進めて行かなきゃいけないという観点で、この議案に対して賛成したいと思います。また、再三、言っておりました7,500万の上限というものをしっかりと明言していただきましたので、私は賛成したいと思います。

- ○議長(藤井 要君) 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。 (発言する者なし)
- ○議長(藤井 要君) 反対討論の発言なしと認めます。
- ○議長(藤井 要君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
- ○7番(高柳孝博君) 本案は、ずっと長い間、議論してきたものであります。当然、条例についても事前に議論があってしかりかなと思います。私はそこの議論ができなかった。それが今に成り立ってる原因ではないかと思います。そうとは言っても、やはり法というのは守らなきゃいけないし、今の話しでいきますと法的には、一応、弁護士等で聞いて、特に問題は無いというようなお話しでしたので、私は本案に賛成いたします。

1つは指定管理者について、指定管理者は相応しいかどうかということが1つの論点だと思いますが、その点については実績もありますし、監査体制も出来ている。それからネットワークの出来ている。そして地域における関連の診療所もあって、どっちかというと相応しいじゃないかと思います。ただ、今後、詰めなきゃならないことは沢山あるわけですね。協議しなければならない事項がありますので、その辺りを是非、色んな方の意見、住民の意見が特に、またそれも大事だと思いますので、その辺りを加味しながらスムーズに行くようにお願いしたいと。そして、それを期待しまして賛成とします。

○議長(藤井 要君) これをもって討論を終了します。

これより議案第76号 公の施設の指定管理者の指定につて(松崎町岩科診療所)の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(藤井 要君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。